

# 公売の条件等

別紙2

買受人の制限・資格	<p>国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者は、買受人となることはできません。                  公売財産が農地等の場合は、農業委員会等から交付された「買受適格証明書」が必要になります。</p>
公売への参加制限	<p>国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）第1項の規定に該当する者は、公売への参加を制限します。                  国税徴収法施行規則第1条の2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定により、公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、以下のいずれにも該当しないことを陳述しなければ、入札等をすることができません。                  (1) 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）であること。                  (2) 自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとするもの（公売不動産を取得することによる経済的利益が実質的に帰属する者のことをいう。その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。                  なお、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の許可を受けて事業を行っている者は、陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。</p>
公売保証金の納付	<p>公売保証金の納付を必要とする財産については、公売保証金を納付した後でなければ、入札することはできません。                  公売保証金は、所定の方法により現金又は銀行振込で、入札参加2日前までに納付していただきます。                  また所定の手続きにより、クレジットカードによる納付も可能です。</p>
入札	<p>入札は紀尾井町戦略研究所株式会社が運営する「KSI官公庁オークション」インターネットサイト上で行います。KSI官公庁オークション所定の「入札」手続きにより入札してください。公売財産毎に「参加申込」が必要です。令和6年4月16日（火）13時00分から令和6年5月7日（火）23時00分までに申し込んでください。                  参加申込、その他必要書類の提出、公売保証金の納付のいずれも完了した官公庁オークションログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中に一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者などの都合による取消や変更はできませんので、ご注意ください。                  代理人が入札する場合は、入札開始2開庁日前までに所定の「委任状」等の書類の提出が必要です。                  また、数人が共同して入札する場合は、代表者を決め、所定の「共同入札代表者届出書」を提出し、その代表者が入札等の手続きを行ってください。また、代理人の場合と同様に所定の「委任状」等の書類の提出が必要です。                  入札期間は、令和6年5月14日（火）13時00分から令和6年5月21日（火）13時00分までです。</p>
最高価申込者の決定	<p>入札期間終了後、入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額である入札者を最高価申込者（落札者）とします。                  最高価額の入札者が2名以上あるときは、同値の入札者間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同値であるときは、くじ（自動抽選）で最高価申込者を決定します。                  なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることを要します。                  また、最高価申込者の決定にあたっては、最高価申込者の官公庁オークションログインIDに紐付く会員識別番号を最高価申込者の氏名（名称）とみなし、その会員識別番号と最高価申込価額（落札価額）を官公庁オークション公売システム上に一定期間掲載することによって告知、入札終了を告知します。</p>
次順位買受申込者	<p>最高価申込者に次ぐ入札者（見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上の者）で、入札時に次順位買受申し込みを行っている入札者があるときは、その者を次順位買受申込者とします。条件を満たす入札者が複数存在するときは、くじ（自動抽選）により次順位買受申込者を決定します。                  次順位買受申込者の決定は、最高価申込者決定後に直ちに行い、次順位申込者の官公庁オークションログインIDに紐付く会員識別番号を最高価申込者の氏名（名称）とみなし、その会員識別番号と次順位申込価額を官公庁オークション公売システム上に一定期間掲載することによって告知します。                  なお、入札時に次順位買受申し込みを行った場合、この申し込みは取り消すことができませんのでご注意ください。</p>
調査の囑託	<p>最高価申込者及び次順位買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当するかどうかについて、必要な調査を群馬県警察本部へ囑託します。                  売却決定の日時までに、最高価申込者及び次順位買受申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。                  なお、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の許可を受けて事業を行っている者で、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを陳述書に添付した者は、調査の囑託の対象となりません。</p>
売却決定	<p>最高価申込者に対する売却決定は、公売公告に記載した売却決定の日時に行います。次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。なお、売却決定通知書は、売却決定後かつ買受代金完納後に買受人に交付します。                  課税財産（消費税が課される財産）の買受代金は、落札価額とします。                  非課税財産（消費税が課されない財産）及び混在財産（課税財産と非課税財産が混在する財産）の買受代金は、落札価額とします。</p>
買受代金の納付	<p>買受人は、公売公告記載の納付期限（次順位買受申込者に対して売却決定があったときは、その売却決定の日から起算して7日を経過した日）までに買受代金（当該物件に係る公売保証金を控除した額）の全額を洪川市が指定した方法で一括納付していただきます。詳細は公売終了後に説明します。</p>
公売保証金の返還	<p>最高価申込者及び次順位買受申込者又は国税徴収法第108条第1項の規定に該当し同条第2項の処分を受けた者並びにその代理人など以外に入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に指定された金融機関の口座へ振込により全額返還します。ただし、次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を完納した後に返還します。公売参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売の保証金は入札終了後となります。                  公売に係る徴収金の完納の事実が証明されたことにより、最高価申込者等の決定又は売却決定が取り消されたときは、最高価申込者等又は買受人が納付した公売保証金は返還します。                  紀尾井町戦略研究所株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカード会社からの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、公売参加者のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合があります。                  いずれの場合も振込手続の関係上、指定された口座への入金には4週間程度を要する場合があります。</p>
権利移転の時期等	<p>権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。したがって、買受代金完納後において、その財産上に生じた毀損又は焼失等損害は、権利移転の登記手続の既未済又は現実の引渡しの有無にかかわらず、買受人の負担となります。                  なお、農地等の所有権移転については、農業委員会等による許可又は届出の受理を受けなければ、その効力を生じません。</p>
公売処分による不動産登記の手続等	<p>公売処分による不動産登記の手続きは、買受人の請求により洪川市長が行うため、買受人は、所定の「所有権移転登記請求書」その他必要書類及び登録免許税の領収書を提出していただきます。詳細は公売終了後に説明します。なお、洪川市は、不動産の引渡しの義務は負いません。前所有者又は占有者の立ち退き、前所有者からの鍵などの引き渡し等は、すべて買受人自身が行っていただきます。不動産内（上）の動産の処理は、処分（引取）に関する当該動産の所有者の同意がある場合を除き、当該動産の所有者と協議してください。</p>
最高価申込者等の決定の取消	<p>最高価申込者又は次順位買受申込者の決定後、売却決定前に公売に係る徴収金の完納の事実が証明されたとき、又は国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）第1項の規定に該当したときは、最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を取り消します。</p>
売却決定の取消	<p>買受代金完納前に公売に係る徴収金の完納の事実が証明されたとき、又は買受人が買受代金を納付期限までに納付しないときその他取消すべき事由があるときは、売却決定を取り消します。</p>
公売保証金の洪川市への帰属	<p>買受人が買受代金を納付期限までに納付しないため売却決定が取り消されたときは、その処分を受けた者が納付した公売保証金は、公売に係る徴収金に充てます。                  国税徴収法第108条第2項（最高価申込者等とする決定の取消）の規定により最高価申込者等の決定が取り消されたときは、その処分を受けた者が納付した公売保証金は洪川市に帰属します。</p>